

今こそ変えるぞ！ 再審法

第3回 再審法改正に向けた国会等の情勢について

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49期)

再審法（刑訴法第4編「再審」）の改正に向けて、国会では、2024年3月11日、超党派の国会議員により、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」という）が設立された。設立時の会員は134名、最高顧問は麻生太郎氏、会長は柴山昌彦氏であり、役員には各党から党首クラスの国会議員が参加している。

同年5月16日の議連総会では、台湾の尤美女氏（弁護士、台湾弁護士連合会理事長、元立法委員）が出席されて講演をされた。台湾では、2015年、2019年の2回にわたって再審法が改正されており、DNA型鑑定請求権、一件記録の閲覧、再審請求審の公開、証拠調べ請求権等が明文化されている。このような再審法改正により、2013年に再審開始決定は12件であったものが、2022年には再審開始決定が33件に増加しているとのことである。改正法による各種手続規定等の整備により無辜の救済が一層進んだことの現れと思われる。

2024年6月13日の議連総会では、袴田ひで子氏（袴田事件の袴田巖氏の姉）、桜井恵子氏（布川事件で2011年5月24日に再審無罪となり、2023年8月23日に逝去された桜井昌司氏の妻）が出席され、深刻なえん罪被害を述べられ、再審法改正の必要性を訴えられた。

これらを受けて議連は、2024年6月17日、法務大臣に対して再審法改正の要望書を提出した。この時点で議連の会員は311名であった。

日弁連は、国会議員に対して再審法改正への賛同メッセージを要請しており、同年9月12日時点で、250名の国会議員から賛同メッセージをいただいている。同日時点で、議連の会員は347名になったとのことである。また、日弁連は、地方議会に再審法改正を求める意見書の採択、地方自治体の首長に再

審法改正への賛同を要請しており、同年9月12日時点で、348の地方議会が再審法改正の意見書を採択し、90の地方自治体の首長から賛同回答をいただいている。

他方、法務省の再審法改正に対する抵抗も激しさを増してきている。袴田事件の再審公判結審後に、法務省の官僚が同事件の再審公判の論告要旨を国会議員に配布して、「袴田巖氏は有罪であるから再審法改正は必要ない」との「ロビー活動」を行っていた等の情報も仄聞されるところである。このような法務省の活動は、「基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護」という法務省の任務からして（法務省設置法3条1項）、あるまじきものといわなければならない。

袴田事件は、2024年9月26日に静岡地裁で再審無罪判決が言い渡された。我が国において5件目の死刑再審無罪判決である（検察官の上訴権放棄により同年10月9日確定）。

上記無罪判決は、①非人道的な取調べによって獲得された自白調書、②最も中心的な証拠であった5点の衣類、③5点の衣類のズボンの共布について、いずれも「捜査機関によってねつ造された」と認定した画期的なものである。

これまでも我が国では、免田事件（1983年）、財田川事件（1984年）、松山事件（1984年）、島田事件（1989年）という4件の死刑再審無罪事件があったが、再審法改正に結び付けることができなかった。今回の袴田事件の再審無罪判決に当たっては、日弁連及び各単位弁護士会は、えん罪被害者救済のための再審法改正に結び付けるべく努力しなければならない。

日弁連は、袴田事件の再審無罪判決を大きな力として、近く国会に再審法改正法案を上程すべく、議連等とも協議を続けているところである。